

青梅市総合教育会議運営要綱（案）

1 趣旨

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定にもとづき、青梅市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 招集

市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ教育委員会に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 会議

(1) 会議は、市長、教育長および2名以上の委員の出席がなければ開くことができない。ただし、緊急を要する場合は、市長および教育長の出席をもって開くことができる。

(2) 会議は、市長が進行する。

4 会議の公開

(1) 会議は、公開する。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認められる事案については、市長または構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承認が得られた場合は、公開しないことができる。

(2) 前号に定めるもののほか、会議の公開の方法、傍聴の手続その他会議の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

5 議事録

市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。

6 庶務

会議の庶務は、企画政策担当課において処理する。

7 委任

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

8 実施期日

この要綱は、平成27年6月29日から実施する。